

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「グローバル化と法」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>経済分野を中心に進行しているグローバル化の影響を強く受けているという点で、日本社会も例外ではない。国際スタンダードを受けて、国内法を整備していくことが要請されるとともに、いずれ日本にも適用されるであろう国際スタンダードをどのような内容のものとしていくか、が問われている。このように、国際スタンダードの受容とその形成への参加という両面において、日本からも努力が続けられているが、十分とはいえない現状がある。法現象というフォーマルな面での対応の現状に対しては、法学のすべての分野が、広く第1部(場合により第2部・第3部)の協力を得て、考察し対処していく必要がある。そのため、比較的多数の会員・連携会員を構成員としつつも、他分野からも聞き取り調査なども積極的にすすめる、法学委員会主体の分科会を設ける必要がある。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. グローバル化に対応する日本法の課題</li> <li>2. グローバル化に対応する法分野の教育・研究の状況</li> <li>3. その他関連する事項</li> </ol> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	